

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方
 (920MHz 帯小電力無線システムの高度化に伴う制度整備)
 意見募集期間：平成30年11月10日から同年12月10日まで

提出件数 3件(個人 1件、法人 2件)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>「総務省総合通信基盤局電波部移動通信課」が提唱している内容での「移動体識別やスマートメーター等」では、電子タグシステムでの「パッシブタグ、アクティブタグ、セミアクティブタグ(RFID)」を導入の事と考えます。総務省側は、アクティブ系省電力システムの高度化等と明記していますが、IoT 機器の構造と考えますので、詳細の具体化して頂きたいです。具体的には、「電磁誘導方式(電波方式)」では、ニュートン力学における「プランク定数 10 のプラスの 6 乗秒程」での構造なので、「摩擦抵抗の法則及び摩擦熱の法則」に対して、人類は未だ未完成で有り、「ジュールの法則(J)」が使え無いので、限界が在ると考えます。「ハイパーノバ(極超新星)」から来る「プランク定数 10 のマイナス 44 乗秒程」での「4 大統一理論(重力、電磁気力、強い核力、弱い核力)」の構造が在ります。「プランク定数 10 のマイナス 34 乗秒程」での「超弦理論(量子相対性理論)」の構造が在ります。「プランク定数 10 のマイナス 17 乗秒程」から「相対性理論」の構造に導入が出来るので、電磁気力での高度化を図る事は、ハードルが高いと思います。要約すると、導入できる「テクノロジー(科学技術)」での「キャパシティー(容量)」を明確にし無い場合では、財政コストに対して、限界が来ると考えます。</p>	<p>920MHz 帯小電力無線システムの高度化に関する具体的な内容は、情報通信審議会 情報通信技術分科会(平成30年5月15日開催)で報告された陸上無線通信委員会報告の「第2章 高度化に向けた検討」に記載されております。</p>	無

2	一般財団法人 テレコム エンジニア リングセ ンター	<p>今回の改正案は、920MHz帯小電力無線システムの推進につながるものであり賛成します。</p> <p>本改正案において以下の2点につきましてご配慮をお願い致します。</p> <p>ア 昭和61年郵政省告示第378号「構内無線局の用途、電波型式及び周波数並びに空中線電力」に規定されている周波数を束ねた際の中心周波数が、新たに追加する916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数を利用する移動体識別用の陸上移動局でも明確となるようにご配慮をお願い致します。</p> <p>イ 新たに追加する916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数を利用する移動体識別用の陸上移動局で、登録局となる920.6MHz、920.8MHzの単位チャネルを使用する無線設備の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号工事設計書の様式は、第一又は第四のどちらを用いるか明確となるようにご配慮をお願い致します。</p>	<p>賛同の意見として承ります。</p> <p>頂いた御意見アについて、周波数を束ねた際の中心周波数が、新たに追加する916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数を利用する移動体識別用の陸上移動局でも明確となるよう規定します。</p> <p>頂いた御意見イについて、様式第一と第四のどちらを用いるか明確となるよう規定します。</p>	有
3	日本アイ・ビー・エム株式会社	<p>(1)同規則第49条の9第1号の構内無線局用無線設備の技術的条件を現行のまま改正せず、その上で、該当箇所の移動体識別(以下「RFID」と記します)用の陸上移動局用無線設備の技術的条件を、構内無線局用のそれと同等に規定したことに賛同します。この改正方針は、関連する民間標準規格等の指針になり、該当製品の早期かつ効率的な市場投入及び使用につながっていくと思います。</p> <p>○該当箇所 (1)無線設備規則(以下「設備規則」と記します)の改正案</p>	<p>頂いた御意見(1)から(3)について賛同の御意見として承ります。</p>	無

第 49 条の 34 第 2 項

(3 ページ)

(2) 現行の構内無線局用設備に加え、RFID 用の陸上移動局用設備を、同一の特定無線設備種別として規定したことに賛同します。証明規則を参照する登録証明機関等にとっては、構内無線局用設備も陸上移動局用設備も単一の特定無線設備種別となるため、既存及び将来とも、ひとつの認証作業/認証書で、両方の無線局種別用の設備が認証されていると解釈でき、当該製品の早期かつ効率的な市場投入及び使用につながっていくと思います。

○該当箇所

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(以下「証明規則」と記します)の改正案

第 2 条 第 1 項 第 6 号、および同 第 6 号の 2

(2 ページ)

(3) 今回新設する RFID 用の陸上移動局の設備を同告示に加える際に、「第 5 号ただし書に該当するものを除く」としたことに賛同します。構外利用できる RFID で危惧される他の無線局への干渉等は、ケース毎に異なると思われるため、特別な装置の必要性や設置基準等を規定するよりも、無線従事者の技能により回避することが適切だと思います。この改正方針は、関連する民間標準規格等の指針になり、該当製品の早期かつ効率的な市場投入及び使用につながっていくと思います。

○該当箇所

(3) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件(告示)の改正案

	<p>(2 ページ)</p> <p>(4) 同項における、「同一人に属する二以上の無線局相互間において」装置を共通に使用できる件で、構内無線局と陸上移動局の無線設備の装置が既に含まれていますが、「予備の」設備としての共用とされています。しかし、RFID用の構内無線局の設備と、今回新設された RFID 用の陸上移動局の設備は、通常時より、互いに主たる設備として共通利用する可能性があるため（単一の陸上移動局として構外及び構内で利用することが適当ではない場合等）、「予備の」という文言の是非について、検討いただくことを提案します。</p> <p>○該当箇所 (4) 無線局免許手続規則 第 2 条第 6 項 ただし、改正案は無し （本件関連事項として新規検討を提案）</p> <p>(5) 同項において、「二以上の送信装置を含めて単一の無線局として（免許を）申請することができる」無線局種別として構内無線局等が挙げられていますが、今回新設した RFID 用の陸上移動局も、同項に追加することを提案します。構内無線局と同様に「機能上一体となつて一の通信系を構成するもの」（同項の関連告示より）に相当する複数送信装置が、構外利用においても考えるからです。たとえば、マラソン大会のラップタイム計測において、当該ラップ地点だけでなく、その前後数 m の地点にも RFID 質問器とアンテナを設置し、タグの読取ミスを防ぐ等です。</p> <p>○該当箇所 (5) 無線局免許手続規則 第 2 条第 9 項</p>	<p>頂いた御意見(4)について、無線局免許手続規則第 2 条第 6 項第 1 号は、予め工事設計書に予備の無線設備の装置を記載することで、無線設備が故障等した際に、早期に別の装置に代替できる手続きを規定するものであり、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見(5)について、無線局の免許の申請は、無線局免許手続規則第 2 条第 1 項のとおり、原則、移動する無線局にあっては送信装置ごとに行うこととしており、陸上移動局においても同様です。</p> <p>今回想定されている主な利用シーンのうち、マラソン用の計測装置(送信装置)は、公道等においてスタート地点や中間地点等</p>	
--	--	--	--

		ただし、改正案は無し (本件関連事項として新規検討を提案)	の複数箇所に柔軟に設置可能であり、かつ、それぞれの送信装置が独立して運用可能な構成であることから、送信装置毎に無線局監理することが適当と考え、現行のとおりとさせていただきます。	
--	--	----------------------------------	--	--